川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第６３号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例

川崎市青少年科学館条例（昭和４６年川崎市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１普通観覧料⑴一般投影の観覧料の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　一般投影の観覧料

区　　分	個　　人	団　　体
高校生・大学生及び６５歳以上の者	２２０円	１人につき　　１７０円
一　　般	４４０円	１人につき　　３５０円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。